

# ようこそ



すべての駐在員管理サービスを、  
ワンストップで!

パンフレットはこちら



+91-95991-98950

お問い合わせください

enquiry@expatria.in



YOKOSO

12 2025 DEC VOL. 131

無料



フォーミュラグループから貴方へ  
メリークリスマス &  
ハッピーニューアイ



[www.formulaindia.co.jp](http://www.formulaindia.co.jp)





マナン・アガルワル  
(Manan Agarwal)

✉ manan.agarwal@krayman.com



菅原久子

✉ hisako.sugawara@krayman.com



ラジニッシュ・クマール  
(Rajnish Kumar)

✉ rajnish.kumar@krayman.com



アンクル・ベイロリア  
(Ankur Bairoliya)

✉ ankur.bairoliya@krayman.com

## インドにおけるEPR(拡大生産者責任)フレームワークの概要

拡大生産者責任(EPR: Extended Producer Responsibility)は、インドでプラスチック包装に関わるすべての事業者にとって、現在では主要なコンプライアンス要件となっています。

Plastic Waste Management Rules, 2016(改正後)の厳格な運用に伴い、生産者、輸入業者、ブランドオーナー、主要小売プラットフォームは、それぞれが拡大生産者責任(EPR)とは何か、どのように遵守すべきかを理解する必要があります。

拡大生産者責任(EPR)とは

プラスチック包装を使用する事業者が、生産・輸入・自社ブランドでの販売などを通じて市場に投入したプラスチックのライフサイクル全体に責任を負うことを意味します。

その責任には以下が含まれます:

- ・プラスチック廃棄物の回収
- ・リサイクル
- ・環境に配慮した適切な処理

拡大生産者責任(EPR)は、プラスチック廃棄物が埋立地、河川・海洋、森林、公共空間などに放置されることを防ぐための仕組みです。

拡大生産者責任(EPR)の重要性

プラスチック廃棄物は、最も深刻な環境課題の一つです。拡大生産者責任(EPR)が重要視される理由は以下の通りです:

- ・適切に管理されないプラスチックは、土壌、河川、海洋、そして生態系全体の汚染につながる。
- ・拡大生産者責任(EPR)は、これまで政府や消費者に偏っていた責任を、市場にプラスチックを投入する企業側へと移す役割を持つ。

- ・より良い包装設計を促し、リサイクルを推進し、廃棄物管理における全体的な責任を向上させる。
- ・拡大生産者責任(EPR)に取り組む企業は、サステナビリティへの姿勢を示すことになり、ブランド価値向上やコンプライアンス体制の強化につながる。

プラスチック包装における拡大生産者責任(EPR)の対象となる事業者

以下のいずれかに該当する場合、貴社は拡大生産者責任(EPR)への対応義務があります。

### 1. 生産者(Producers)

プラスチック包装を製造する事業者、または製品の製造過程でプラスチック包装を使用する事業者。

### 2. 輸入業者(Importers)

プラスチック包装材料、またはプラスチック包装された製品を輸入する事業者。

### 3. ブランドオーナー(Brand Owners, Bos)

自社ブランド名でプラスチック包装を使った商品を販売する事業者。

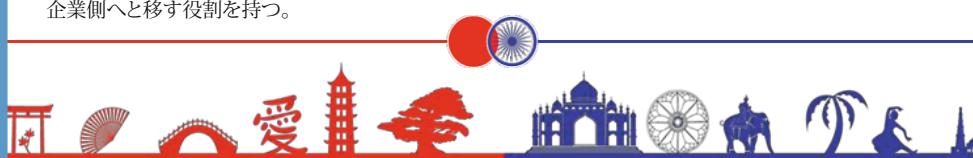
※製造を自社で行っているかどうかは問われない。

### 4. 大手小売およびEコマースプラットフォーム

オンラインマーケットプレイス、スーパー・マーケット、リテール・チェーンなど、  
プラスチック包装された製品を取り扱い・流通する事業者。

注:

一部のカテゴリーに属する小規模および零細事業者は、要件が緩和される場合があります。  
該当する基準を確認することが重要です。



## 拡大生産者責任(EPR)コンプライアンス — 登録後に必要な対応

中央公害管理局(CPCB)のEPRポータルに登録した後、企業は年間を通して継続的な報告義務および文書管理義務を履行する必要があります。

### 1. 継続的な報告およびコンプライアンス要件

登録後に求められる主な対応は以下の通りです：

- 以下に関する定期報告の提出
  - 購入したプラスチック包装の量
  - 販売したプラスチック包装製品の量
  - 使用した再生プラスチックの量
- 収集・リサイクル・再使用・コプロセシングすべきプラスチック量など、年間EPR目標の達成
- 登録・認可されたプラスチック廃棄物処理業者(PWP)との取引
- 自社の代わりに処理されたプラスチック廃棄物に関して、明確なトレーサビリティ(追跡管理)の確保

### 2. 記録管理、監査、および罰則

企業は以下の記録を維持しておく必要があります：

- プラスチック包装の調達・販売に関する請求書
- 認可された廃棄物処理業者(PWP)との契約書および取引証拠

- リサイクル証明書および関連文書

- 包装に使用した再生材に関する記録

規制当局は、コンプライアンス状況を確認するため監査を行う場合があります。

拡大生産者責任(EPR)目標の未達は「環境補償金(Environmental Compensation:EC)」の対象となり、継続的な不履行は、ライセンス・事業運営・各種認可に影響を及ぼす可能性があります。

## 拡大生産者責任(EPR)コンプライアンスは必須

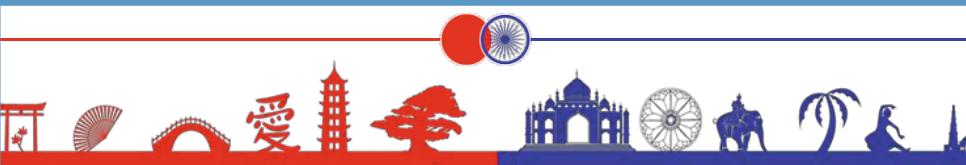
プラスチック廃棄物管理規則(Plastic Waste Management Rules)に基づき、プラスチック包装を用いた製品を生産・輸入・販売するすべての事業者は、中央公害管理局(CPCB)のEPRポータルに必ず登録し、年間義務を履行する必要があります。

これには以下が含まれます：

- 市場に投入したプラスチックの量の報告
- 同等量のプラスチックの回収・リサイクルの実施
- 適切な記録・文書管理の維持

拡大生産者責任(EPR)コンプライアンスは任意ではなく、登録をせずに事業を行ったり、目標を達成できなかった場合は、環境補償金(EC)の支払い、監査、規制当局による行政措置などのリスクがあります。

**クレインマンに関して:** KrayMan Consultants LLP (KrayMan) は、グルグラムに本社を置き、インド全土の日系 クライアントにサービスを提供している会計・アドバイザリーフームです。インド進出、会計、保証、税務、規制、トランザクション・アドバイザリー、M&A、法務、人事・給与サービスなどに特化しています。私たちは、勅許会計士(CPA)、会社秘書、弁護士、MBAで構成されるプロフェッショナルチームです。詳細については、弊社 ウェブサイト [www.krayman.com/jp](http://www.krayman.com/jp) をご覧ください。サポートが必要な場合は、communications@krayman.comまでご連絡ください。



発行部数  
6,000部/毎月

